
南魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針に関する質問に対する回答

令和7年9月1日

南 魚 沼 市

1 実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第1章	1	(6)	⑥SPC設立について	運営事業者（SPC）の設立に関し、法務局の審査期間等を含めた登記手続きが長期化していることから、可能な限り速やかな設立に努めるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	第1章	1	(6)	事業スケジュール（予定）	⑥運営事業者（SPC）の設立が落札者の決定後速やかに、となっており、また⑦仮契約の締結が令和8年7月となっておりますが、SPCの設立には約2か月必要ですので、仮契約は令和8年8月としていただきたく、よろしく願いいたします。	No. 1の回答をご参照ください。
3	4	第1章	1	(7)	①設計・建設業務イ	旧し尿処理施設外周ブロック塀の解体要否は、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	旧し尿処理施設のブロック塀は全て解体するものとします。
4	4	第1章	1	(7)	①イ	設計範囲に現施設跡地利用に係る外構基本設計も含むとありますが、作成するのは緑地、舗装範囲が分かる程度の概略図とし、排水計画、舗装構成は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	4	第1章	1	(7)	①ウ	建設事業者は長寿命化総合計画の作成をしますが、どのような図書の作成が必要かご教示いただけないでしょうか。	長寿命化総合計画（施設保全計画）の作成とします。
6	5	第1章	1	(8)	①敷地の確保	本事業を遂行するにあたり、事業者が建設予定地以外で工事用の敷地（資機材置場等）が必要と判断した場合、事業者にて確保するものとの理解でよろしいでしょうか。	近隣の市有地として、不燃ごみ処理施設周辺に約1,500㎡の土地があり、協議のうえ貸与します。 その市有地で不足する場合は、事業者にて確保するものとします。
7	6	第1章	1	(8)	⑫運営業務委託料の支払	⑫運営業務委託料の支払につきまして、人件費、維持補修費等は後年度になるにつれ、増加する傾向がありますので、固定費は年度毎の変動してお支払いいただきたく、よろしく願いいたします。	ご意見として承ります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	7	第1章	3	(2)	②	「本事業を実施するにあたり、下請負人等を選定する際は、可能な限り本地域内に本店（建設業許可事務ガイドラインについて（令和7年2月1日国不建第161号）に規定する主たる営業所を含む。）、本社を有する者（以下「地元企業」という。）」とありますが、地元企業は南魚沼市、湯沢町に本社・本店を有する企業という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	8	第2章	1			本事業において、定量化限度額等を設けられるご予定はありますでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等で示します。
10	12	第2章	3	(2)	②オ	「平成27年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」とありますが、「平成27年4月1日以降に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」と読み替えてよろしいでしょうか。	本要件については、「平成27年4月1日以降に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」の実績とします。
11	12	第2章	3	(2)	②オ	事業方式：DBO方式又はPFI方式（新設に限る。）とありますが、新設には既存工場の建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する工事（リニューアル工事）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	12	第2章	3	(2)	③本施設の運営を行う者の要件	「～運転管理業務又は維持管理業務を担う者がウの要件を満たす構成員又は協力企業とする。」とありますが、(1)入札参加者の構成等③では「運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。」とあります。本施設の運転管理業務や維持管理業務を行う企業は全て構成員になると考えてよろしいでしょうか。	運転管理業務、維持管理業務のうち主たる業務を除く一部の業務のみを行う企業については、必ずしも構成員とする必要はありません。
13	12	第2章	3	(2)	③イ	「平成27年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」とありますが、「平成27年4月1日以降に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」と読み替えてよろしいでしょうか。	本要件については、「平成27年4月1日以降に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」の実績とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	14	第2章	3	(5)	③	「共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担うプラント設備の設計・建設を行う者のうち、最大の施工能力を有するものでなければならない。」とありますが、最大の施工能力を有する者の定義をご教示いただけないでしょうか。	本事業への参加資格審査申請時に提出する経営事項審査総合評定値（清掃施設工事）が上位の者となります。
15	14	第2章	3	(6)	①	運営事業者の本店所在地については、本施設内に設置することを認めるとのことですが、本施設内への設置は本施設の試運転時から可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	14	第2章	4	(1)		「入札提案書類の評価にあたっては、学識経験者、市職員及び湯沢町職員で構成する委員会を設置する。」とありますが、入札公告時に委員名は公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	17	第4章	1	(3)	⑤高度制限	18m以上は要事前協議（南魚沼市中高層建築物の建築に関する指導要綱）とのことで、指導要綱24条にて日照の確保のための日影時間の規定がありますが、同項目(3)都市計画事項等⑩日影規制において「指定なし」となっており、「指定なし」が正という理解でよろしいでしょうか。	建設用地において都市計画上の日影規制はありませんが、建築物の高さが18m以上になる場合は、「南魚沼市中高層建築物の建築に関する指導要綱に係る施行細目」の日影確保の基準を満たすものとします。
18	17	第4章	1	(3)	⑤高度制限	高さ18m以上の建築物を建設する場合、告示第88号 南魚沼市中高層建築物の建築に関する指導要綱が適用されると認識しております。 本要綱は建築計画に対する事業者と近隣住民との紛争を未然に防止し、合意形成を図ることを目的としており、事業者は締結した協定事項を履行する責務が生じます。 これに伴い生じる費用は貴市にて別途ご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	17	第4章	1	(3)	⑤高度制限	高さ18m以上の建築物を建設する場合、告示第88号 南魚沼市中高層建築物の建築に関する指導要綱が適用されると認識しております。 本要綱は建築計画に対する事業者と近隣住民との紛争を未然に防止し、合意形成を図ることを目的としており、事業者は締結した協定事項を履行する責務が生じます。 これに伴う工期延長が発生した場合でも、工事遅延のペナルティ対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。
20	24	別紙2			契約締結リスク	契約締結リスクに関し、「契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない場合や、契約締結の遅延等」について、工期が遅れて追加費用がでた場合は貴市のリスクという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、議会の議決が得られない理由等も踏まえ、協議のうえで判断します。
21	24	別紙2			近隣対応リスク	近隣対応リスクにおける事業者リスクに関し、事業者起因に関するものに限られるという理解でよろしいでしょうか。	起因者が明らかな場合にはお見込みのとおりです。 なお、近隣対応については、事業者起因かに関わらず、市の要請に応じて協力してください。
22	24	別紙2			法令等の変更リスク	法令等の変更リスクにおける事業者リスクに関し、どのような法令を想定されているかご教示いただけないでしょうか。	本事業に直接関係しないものとして、広く法人（SPCを含む株式会社等）に影響するような法令変更が想定されます。
23	24	別紙2			税制度変更リスク	税制度変更リスクにおける事業者リスクに関し、どのような税制度を想定されているかご教示いただけないでしょうか。	本事業に直接関係しないものとして、広く法人（SPCを含む株式会社等）に影響するような法人税等の税制度変更が想定されます。
24	24	別紙2			許認可遅延リスク	許認可遅延リスクにおける事業者リスクに関し、事業者が実施する許認可取得の遅延に関するものに限られるという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、所管官庁の帰責事由による許認可手続遅延については、対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。
25	24	別紙2			事故の発生リスク	事故の発生リスクにおける事業者リスクに関し、貴市もしくは第三者に明らかに責があるものは除外され、事業者起因の事故などに関するものに限られるという理解でよろしいでしょうか。	起因者が明らかな場合にはお見込みのとおりです。それ以外の場合には、発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
26	24	別紙2			不可抗力リスク	新型コロナウイルスなどの、感染症や疫病については事業者が負担するリスクに含まれないという理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルスなどの感染症や疾病は、不可抗力には含まれません。 ただし、国等から通知、指導等が発出された場合は、その内容に基づき対応します。
27	24	別紙2			測量・地質調査リスク	測量・地質調査リスクに関し、事業者が実施した地質調査により、土壌状態・汚染等が発覚した場合は、貴市のリスクという理解でよろしいでしょうか。	市が提示した資料から想定できない土壌汚染等があった場合については、合理的な範囲で市が負担します。
28	24	別紙2			測量・地質調査リスク	測量・地質調査リスクに関し、貴市が行った地質調査と事業者が行った地質調査の結果が大きく異なり、基礎形式などの変更が必要な場合は貴市のリスクという理解でよろしいでしょうか。	市が提示した資料から想定できない状況であった場合については、協議のうえで判断します。
29	24	別紙2			測量・地質調査リスク	測量・地質調査リスクに関し、事業者の調査により、17頁の（2）解体撤去する施設以外の埋設物が出た場合の費用負担等は、貴市のリスクという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	24	別紙2			建設着工遅延 工事費増大リスク 工事遅延リスク	建設着工遅延、工事費増大リスク工事遅延リスクにおける事業者リスクに関し、事業者に起因するものに限られるという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。

2 実施方針に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1	7	第1章	3	(1)	②	「なお、年 1 回、物価変動に基づく運営業務委託料の見直しのための確認を行い、必要に応じて運営業務委託料の改定を行う。」となっておりますが、本事業においては、入札提案書受付日（令和8年4月上旬）から契約日（令和8年9月）まで5か月以上の期間が空きます。 一般公共事業と異なる本事業の特性を踏まえ、他自治体類似事業にて認められているように、物価変動の起算日を入札提案書受付日としていただけないでしょうか。
2	25	別紙2			リスク分担表 注4)	「公共工事標準請負契約（国土交通省）に基づく対応」ととなっておりますが、公共工事標準請負契約約款第22条1項（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）では、物価変動の起算日が請負契約締結の日となっております。 本事業においては、入札提案書受付日（令和8年4月上旬）から契約日（令和8年9月）まで5か月以上の期間が空きます。 一般公共事業と異なる本事業の特性を踏まえ、他自治体類似事業にて認められているように、物価変動の起算日を入札提案書受付日としていただけないでしょうか。